

岐阜県公報

号外 (45) 平成二十九年 四月 一日

目次

教育委員会規則

岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

一

岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則

(同)

三

現代陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則

(同)

三

岐阜県文化財保護センター管理規則の一部を改正する規則

(同)

三

告示

岐阜県図書館長印

(文化伝承課)

四

岐阜県博物館長印

(同)

四

岐阜県高山陣屋管理事務所長印

(同)

四

岐阜県文化財保護センター長印

(同)

四

教育委員会規則

岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第十五号

岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県文化財保護条例施行規則(昭和三十二年教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「教育委員会事務局社会教育文化課長」を「環境生活部県民文化局文化伝承課長」に、「社会教育文化課長」を「文化伝承課長」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第十六号

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県図書館管理規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「図書館の長（以下「館長」という。）」を「教育委員会」に改める。

第四条第一項中「館長」を「教育委員会」に改め、同条第三項を削る。

第五条から第七条まで、第九条から第十一条までの規定中「館長」を「教育委員会」に改める。

第十二条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「館長」を「教育委員会」に改める。

第十三条及び第十五条の規定中「館長」を「教育委員会」に改める。

別記第一号様式、別記第三号様式及び別記第四号様式中「罫罫函圖聯蹄印」を「罫罫函圖聯蹄印」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十七号

岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県博物館管理規則（昭和五十一年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「博物館長（以下「館長」という。）」を「教育委員会」に改める。

第三条第二項中「館長」を「教育委員会」に、「あらかじめ、教育長に届け出た上で」を削る。

第四条第一項中「人文展示室、人文展示室」を「人文展示室、企画展示室」に、「郷土学習室」を「みんなの部屋」に、「ハイビジョンホール」を「県博ホール」に改め、

同条第二項中「ハイビジョンホール」を「県博ホール」に、「それら」を「これら」に、同条第三項及び第四項中「館長」を「教育委員会」に改める。

第五条から第七条までの規定中「館長」を「教育委員会」に改める。
第八条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「館長」を「教育委員会」に改める。

第九条第二項中「館長」を「教育委員会」に改め、同条第四項中「館長」を「教育委員会」に、「手続き」を「手続」に改める。

第十条、第十一条及び第十四条中「館長」を「教育委員会」に改める。

別記第一号様式から別記第四号様式まで、別記第六号様式から別記第十号様式まで及び別記第十二号様式から別記第十四号様式までの規定中「罫罫函圖聯蹄印」を「罫罫函圖聯蹄印」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十八号

岐阜県高山陣屋管理規則の一部を改正する規則

岐阜県高山陣屋管理規則（昭和五十五年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「岐阜県高山陣屋管理事務所長（以下「所長」という。）」を「教育委員会」に改める。

第三条第二項中「所長」を「教育委員会」に改め、「あらかじめ、教育長に届け出た後」を削る。

第四条中「所長」を「教育委員会」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十九号

岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県美術館管理規則（昭和五十七年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「美術館の長（以下「館長」という。）」を「教育委員会」に改め、あらかじめ、教育長に届け出たうえで「を削り、「館長は」を「教育委員会は」に改める。

第三条及び第四条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第五条中「の各号」を削り、同条第四号中「その他館長」を「前三号に掲げるものほか、教育委員会」に改める。

第六条から第八条までの規定中「館長」を「教育委員会」に改める。

第九条第一号中「き損し」を「毀損し」に、「ほか館長」を「ほか、教育委員会」に改める。

第十条、第十一条及び第十三条中「館長」を「教育委員会」に改める。

別記第一号様式から別記第六号様式まで、別記第八号様式及び別記第九号様式中「扉
扉編綴糸罫罫」を「扉編綴罫罫罫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県現代陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第二十号

岐阜県現代陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県現代陶芸美術館管理規則（平成十四年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「美術館の長（以下「館長」という。）」を「教育委員会」に改め、あらかじめ、教育長に届け出たうえで「を削り、「館長は」を「教育委員会は」に改める。

第三条第二項中「館長」を「教育委員会」に改める。

第四条中「の各号」を削り、同条第四号中「その他館長」を「前三号に掲げるものほか、教育委員会」に改める。

第五条から第七条までの規定中「館長」を「教育委員会」に改める。

第八条中「の各号」を削り、同条第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五号中「ほか館長」を「ほか、教育委員会」に改める。

第九条、第十条及び第十二条中「館長」を「教育委員会」に改める。

別記第一号様式から別記第三号様式まで、別記第五号様式及び別記第六号様式中「扉
扉編綴糸罫罫罫」を「扉編綴罫罫罫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県文化財保護センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第二十一号

岐阜県文化財保護センター管理規則の一部を改正する規則

岐阜県文化財保護センター管理規則（平成二十一年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「センターの所長（以下「所長」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「所長」を「教育委員会」に改める。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書体 てん書
大きさ 二十ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県文化財保護センター所長

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社